

# (憲法を考える) 9条、立憲主義のピース 寄稿、憲法学

者・石川健治

朝日新聞 2016年5月3日

憲法学者・石川健治＝角野貴之撮影

1916年元旦、大阪朝日新聞の第1面に掲載されたのが、戦前を代表する憲法学者・佐々木惣一の論説「立憲非立憲」であった。同論文は、1回の休載を挟み、18回連続で1面に掲載された。同じ頃、彼の親友・吉野作造は、「民本主義」を提起した記念碑的論文を発表している（「中央公論」16年1月号）。それから1世紀ログイン前の続きの記念すべき年の晩秋に、私たちは日本国憲法公布70周年を迎えることになる。にもかかわらず、立憲主義の定着を祝うべきこのときに、〈立憲・対・非立憲〉が再び対立軸となっているのである。

改憲を唱える人たちは、憲法を軽視するスタイルが身についている。加えて、本来までもだったはずの論者からも、いかにも「軽い」改憲発言が繰り出される傾向も目立つ。実際には全く論点にもなっていない、9条削除論を提唱してかきまわしてみたりするのは、その一例である。日本で憲法論の空間を生きるのは、もっと容易ならぬことだったはずである。

ここでは、逆に「重さ」を感じさせる一例として、77年に出された一つの最高裁判決をひもといてみたい。当時の長官は藤林益三。元々彼は、佐藤栄作内閣が最高裁を保守化させようと躍起になっていた時期、切り札として送り込まれた企業法務専門の弁護士だ。実際、リベラルな判決が相次いでいた公務員の労働基本権の判例の流れを「反動」化させるのに大きな勲功をあげた。その彼が定年退官直前に担当したのが津地鎮祭事件であった。津市が体育館の起工にあたり地鎮祭費用として公金から8千円弱の支出をし、憲法の政教分離原則に違反するとして争われた事件で、最高裁の多数派は「合憲」の結論になった。

しかし、この事件を「法律家人生をかけてとりくんだ」とのちに振り返る藤林は、裁判長ながら「違憲」の反対意見に回る。しかも、「違憲」派5人の共通の反対意見に加えて、さらに1人で追加反対意見を書いた。藤林が明記して断っているように、追加反対意見の前半は、内村鑑三が創始した無教会主義のキリスト者・矢内原忠雄の文章を、ほぼ一字一句「写経」することで成立している。

矢内原は、戦前、東京帝大における「植民政策」の講座担当者として、日本の植民地主義に加担するという葛藤を抱えながら、雑誌などでの政府批判を理由に、37年には辞職に追い込まれた反骨の人である（矢内原事件）。藤林が引用したのは、矢内原が戦後に書いた「近代日本における宗教と民主主義」。言論弾圧に直面して日本社会と丸腰で向き合った経験をもつからこそその、迫力ある文章だ。



矢内原は、戦後における「公」の再編過程を振り返る。第1段階は、終戦後も治安維持法によって投獄されたままだった哲学者・三木清の獄死という悲劇をきっかけに、連合国軍総司令部（GHQ）が45年10月に出した「自由の指令」だ。これにより、「私」の領域における思想の自由と、一般私人の政権批判の自由を回復した。

35年の天皇機関説事件以前は、神道式の儀礼と皇室の祭祀（さいし）によって演出された「公」と「私」の領域における思想・信仰とは、どうにかこうにか切り分けられていた。それを支えていたのが、佐々木や美濃部達吉ら立憲主義学派の憲法学であった。とりわけ、国家を法学的に叙述する文法を堅持した美濃部の天皇機関説の冷静さが、公私の境界線の論理的な支えになっていた。

ところが、「事件」によって立憲主義憲法学が葬り去られ、機関説支持だった政府は、2度にわたる国体明徴声明を余儀なくされた。境界線は決壊し、「国体の本義」が「私」の世界にとめどなく侵入した。この境界線を「自由の指令」は回復したのであった。その延長線上に、集会・結社・言論・出版その他一切の表現の自由を保障する、現憲法21条はある。

第2段階は、GHQが12月に出した「神道指令」であり、信教の自由を保障するとともに、国家神道を政治社会から切り離れた。そして、矢継ぎ早の第3段階は、翌46年元旦に出された、天皇のいわゆる人間宣言である。それぞれ、現憲法20条、89条の政教分離原則と第1章の象徴天皇制に引き継がれた。矢内原は、日本の政治社会を、かつて「国体」色に染め上げるために活用された演出装置が、二つとも外された点に注意を喚起する。これらによって、ただ単に「公」と「私」の境界線が確保されたのみならず、「公」それ自体の無色透明化が図られた。これで、立憲主義が想定する政治社会は、ひとまず完成である。



藤林長官は、ここで引用を止める。しかし、読ませたかったのはその先であろう。そのためにこそ、出典を明示しつつ、あえて他人の文章を「写経」する、という異例の手段を採ったに相違ない。引用されなかった部分。そこに書かれていたのは、矢内原にとって宿命的な論点だった、植民地主義と軍国主義の論点である。彼の理解によれば、自由の指令も神道指令も人間宣言も、植民地主義と軍国主義の過去を清算するためのプロセスであったのであり、これにとどめを刺したのが憲法9条であることは、いうまでもない。

ここから明らかになるのは、9条がまず何よりも、長らく軍国主義に浸（つ）かってきた日本の政治社会を、いったん徹底的に非軍事化するための規定である、という消息である。それにより、「公共」の改造実験はひとまず完成し、この「公」と「私」の枠組みに支えられる形で、日本の立憲主義ははじめて安定軌道にのることができた。結果オーライであるにせよ、70年間の日本戦後史は、サクセスストーリーだったといつてよい。

しかし、こうした段階を踏むことで、かつて軍国主義を演出した何系統かの言説が公共空間から排除され、出入り禁止の扱いになった。もちろん憲法尊重擁護義務は「公共」「公職」にのみ向けられており、国民には強制されていない。それらの言説は、私の世界においては完全な自由を享受できる。けれども「戦後改革」から日本国憲法に受け継がれた諸条文がいわば「結界」として作用して、立憲主義にとって危険だとみなされる一連の言説を、私の領域に封じ込め続けているのは事実だ。

その意味で、封じ込められた側からいえば、日本国憲法が敵視と憎悪の対象になるのは、自然であるといえる。きわめて乱暴にしまえば、日本国憲法という一個の戦後的なプロジェクトには、少なくとも政治社会から軍国主義の毒気が抜けるまで、そうした「結界」を維持することで立憲主義を定着させる、という内容が含まれているのである。

■ ■

ところが、私の領域に封じ込まれていたはずの一連の言説が、ネット空間という新しい媒体を通じて、公の世界に還流し始めた。それに初めてふれて新鮮な印象を抱く人が、比較的若い世代に増えてきたようである。これを原動力にして、この際「結界」を壊してしまおうと考えている勢力もある。戦後、対外的危機は、実は一度ならずあったはずなのであるが、最近の北東アジアにおける安全保障環境の変化を前面に押し出して、「新鮮」な危機感に訴える傾向も顕著である。

こういう流れのなかで9条を動かすのは、危険きわまりないといわなくてはならない。日本の立憲主義を支える結界において、憲法9条が重要なピースをなしてきた、という事実を見逃すべきではないのである。もちろん、9条は、どんな国でも立憲主義のための標準装備である、という性質のものではない。しかし、こと戦後日本のそれに関する限り、文字通り抜き差しならないピースをなしているのであり、このピースを外すことで、立憲主義を支える構造物がガラガラと崩壊しないかどうかを、考えることが大切である。

それにしては、あまりにも無造作な9条論が、目立つ。9条は、とかく安全保障の局面だけで手軽に語られるが、決してそれだけの条文ではない。ただ、その一方で、世論調査による限り、9条改正は危険ではないかという直観が、おそらくは皮膚感覚のレベルで広がりつつあるのも事実である。すでに述べたように、この直観には根拠がある。私たちが生命・自由・幸福を追求する枠組み全体を支える9条をもっと慎重に扱うことが、国家の安全保障を論ずる前提条件になっている。

ただし、ここには、一つの問題がある。新しい結界のもとで再編された「公共」は、立憲主義が想定する「無色透明」なそれであるが、そうした「公共」に対して、国民の情熱や献身を調達することは難しい。ありていにいえば、そうした無色透明なものに対して命は懸けられないのである。この点は立憲主義の、それ自体としてのアピール力の弱さを示している。

この点、矢内原は、政教分離原則は「国家の宗教に対する冷淡の標識」ではなく「宗教尊重の結果」であることを強調し、むしろ「国家は宗教による精神的、観念的な基礎を持たなければ維持できない」ことを強調した。当然ながら、最もふさわしいのはキリスト教、というのが矢内原の立場だ。近代立憲主義国家は、実はキリスト教による精神的基礎なしには成り立たないという。実は藤林も無教会主義の敬虔（けいけん）な信者であった。

欧米の憲法史にそっていえば、矢内原らの見方は、かなりあたっている。しかし、少なくとも理論上は、「公共」はあらゆる世界観に対して中立的でなくてはならない。この点において、他のリベラル派判事4人は、藤林と袂（たもと）を分かつことになった。彼らにとって、公共をキリスト教の信仰で色づけることには、賛成できなかった。

こうした文脈で注意されるのが、第1次安倍政権の教育基本法改正による「愛国心」教育の強調である。国を愛するというのは自然な感情であり、否定のしようがない。しかし、それを国家が強要するのはまた別の話であって、ある特定の価値によって、しかも命を懸けるに値する公を染め上げようというのであれば、それは日本の立憲主義にとって致命傷になる。現代版「立憲非立憲」の戦線は、ここにもあるのである。

\*

いしかわけんじ 1962年生まれ。東大教授。編著に「学問／政治／憲法 連環と緊張」など。「立憲デモクラシーの会」呼びかけ人の1人。

## （憲法を考える）9条、立憲主義のピース 寄稿、憲法学者・石川健治

朝日新聞 2016年5月3日

1916年元旦、大阪朝日新聞の第1面に掲載されたのが、戦前を代表する憲法学者・佐々木惣一の論説「立憲非立憲」であった。同論文は、1回の休載を挟み、18回連続で1面に掲載された。同じ頃、彼の親友・吉野作造は、「民本主義」を提起した記念碑的論文を発表している（「中央公論」16年1月号）。それから1世紀ログイン前の続きの記念すべき年の晩秋に、私たちは日本国憲法公布70周年を迎えることになる。にもかかわらず、立憲主義の定着を祝うべきこのときに、〈立憲・対・非立憲〉が再び対立軸となっているのである。

改憲を唱える人たちは、憲法を軽視するスタイルが身についている。加えて、本来まともだったはずの論者からも、いかにも「軽い」改憲発言が繰り出される傾向も目立つ。実際には全く論点にもなっていない、9条削除論を提唱してかきまわしてみたりするのは、その一例である。日本で憲法論の空間を生きるのは、もっと容易ならぬことだったはずである。

ここでは、逆に「重さ」を感じさせる一例として、77年に出された一つの最高裁判決をひもといてみたい。当時の長官は藤林益三。元々彼は、佐藤栄作内閣が最高裁を保守化させようと躍起になっていた時期、切り札として送り込まれた企業法務専門の弁護士だ。実際、リベラルな判決が相次いでいた公務員の労働基本権の判例の流れを「反動」化させるのに大きな勲功をあげた。その彼が定年退官直前に担当したのが津地鎮祭事件であった。津市が体育館の起工にあたり地鎮祭費用として公金から8千円弱の支出をし、憲法の政教分離原則に違反するとして争われた事件で、最高裁の多数派は「合憲」の結論になった。

しかし、この事件を「法律家人生をかけてとりくんだ」とのちに振り返る藤林は、裁判長ながら「違憲」の反対意見に回る。しかも、「違憲」派5人の共通の反対意見に加えて、さらに1人で追加反対意見を書いた。藤林が明記して断っているように、追加反対意見の前半は、内村鑑三が創始した無教会主義のキリスト者・矢内原忠雄の文章を、ほぼ一字一句「写経」することで成立している。

矢内原は、戦前、東京帝大における「植民政策」の講座担当者として、日本の植民地主義に加担するという葛藤を抱えながら、雑誌などでの政府批判を理由に、37年には辞職に追い込まれた反骨の人である（矢内原事件）。藤林が引用したのは、矢内原が戦後に書いた「近代日本における宗教と民主主義」。言論弾圧に直面して日本社会と丸腰で向き合った経験をもつからこそ、迫力ある文章だ。

■ ■

矢内原は、戦後における「公」の再編過程を振り返る。第1段階は、終戦後も治安維持

法によって投獄されたままだった哲学者・三木清の獄死という悲劇をきっかけに、連合国軍総司令部（GHQ）が45年10月に出した「自由の指令」だ。これにより、「私」の領域における思想の自由と、一般私人の政権批判の自由を回復した。

35年の天皇機関説事件以前は、神道式の儀礼と皇室の祭祀（さいし）によって演出された「公」と「私」の領域における思想・信仰とは、どうにかこうにか切り分けられていた。それを支えていたのが、佐々木や美濃部達吉ら立憲主義学派の憲法学であった。とりわけ、国家を法学的に叙述する文法を堅持した美濃部の天皇機関説の冷静さが、公私の境界線の論理的な支えになっていた。

ところが、「事件」によって立憲主義憲法学が葬り去られ、機関説支持だった政府は、2度にわたる国体明徴声明を余儀なくされた。境界線は決壊し、「国体の本義」が「私」の世界にとめどなく侵入した。この境界線を「自由の指令」は回復したのであった。その延長線上に、集会・結社・言論・出版その他一切の表現の自由を保障する、現憲法21条はある。

第2段階は、GHQが12月に出した「神道指令」であり、信教の自由を保障するとともに、国家神道を政治社会から切り離れた。そして、矢継ぎ早の第3段階は、翌46年元旦に出された、天皇のいわゆる人間宣言である。それぞれ、現憲法20条、89条の政教分離原則と第1章の象徴天皇制に引き継がれた。矢内原は、日本の政治社会を、かつて「国体」色に染め上げるために活用された演出装置が、二つとも外された点に注意を喚起する。これらによって、ただ単に「公」と「私」の境界線が確保されたのみならず、「公」それ自体の無色透明化が図られた。これで、立憲主義が想定する政治社会は、ひとまず完成である。



藤林長官は、ここで引用を止める。しかし、読ませたかったのはその先であろう。そのためにこそ、出典を明示しつつ、あえて他人の文章を「写経」する、という異例の手段を採ったに相違ない。引用されなかった部分。そこに書かれていたのは、矢内原にとって宿命的な論点だった、植民地主義と軍国主義の論点である。彼の理解によれば、自由の指令も神道指令も人間宣言も、植民地主義と軍国主義の過去を清算するためのプロセスであったのであり、これにとどめを刺したのが憲法9条であることは、いうまでもない。

ここから明らかになるのは、9条がまず何よりも、長らく軍国主義に浸（つ）かってきた日本の政治社会を、いったん徹底的に非軍事化するための規定である、という消息である。それにより、「公共」の改造実験はひとまず完成し、この「公」と「私」の枠組みに支えられる形で、日本の立憲主義ははじめて安定軌道にのることができた。結果オーライであるにせよ、70年間の日本戦後史は、サクセスストーリーだったといつてよい。

しかし、こうした段階を踏むことで、かつて軍国主義を演出した何系統かの言説が公共空間から排除され、出入り禁止の扱いになった。もちろん憲法尊重擁護義務は「公共」「公職」にのみ向けられており、国民には強制されていない。それらの言説は、私の世界においては完全な自由を享受できる。けれども「戦後改革」から日本国憲法に受け継がれた諸条文がいわば「結界」として作用して、立憲主義にとって危険だとみなされる一連の言説を、私の領域に封じ込め続けているのは事実だ。

その意味で、封じ込められた側からいえば、日本国憲法が敵視と憎悪の対象になるのは、自然であるといえる。きわめて乱暴にしていれば、日本国憲法という一つの戦後的なプロジェクトには、少なくとも政治社会から軍国主義の毒気が抜けるまで、そうした「結界」を維持することで立憲主義を定着させる、という内容が含まれているのである。



ところが、私の領域に封じ込まれていたはずの一連の言説が、ネット空間という新しい媒体を通じて、公の世界に還流し始めた。それに初めてふれて新鮮な印象を抱く人が、比較的若い世代に増えてきたようである。これを原動力にして、この際「結界」を壊してしまおうと考えている勢力もある。戦後、対外的危機は、実は一度ならずあったはずなのであるが、最近の北東アジアにおける安全保障環境の変化を前面に押し出して、「新鮮」な危機感に訴える傾向も顕著である。

こういう流れのなかで9条を動かすのは、危険きわまりないといわなくてはならない。日本の立憲主義を支える結界において、憲法9条が重要なピースをなしてきた、という事実を見逃すべきではないのである。もちろん、9条は、どんな国でも立憲主義のための標準装備である、という性質のものではない。しかし、こと戦後日本のそれに関する限り、文字通り抜き差しならないピースをなしているのであり、このピースを外すことで、立憲主義を支える構造物がガラガラと崩壊しないかどうかを、考えることが大切である。

それにしても、あまりにも無造作な9条論が、目立つ。9条は、とかく安全保障の局面だけで手軽に語られるが、決してそれだけの条文ではない。ただ、その一方で、世論調査による限り、9条改正は危険ではないかという直観が、おそらくは皮膚感覚のレベルで広がりつつあるのも事実である。すでに述べたように、この直観には根拠がある。私たちが生命・自由・幸福を追求する枠組み全体を支える9条をもっと慎重に扱うことが、国家の安全保障を論ずる前提条件になっている。

ただし、ここには、一つの問題がある。新しい結界のもとで再編された「公共」は、立憲主義が想定する「無色透明」なそれであるが、そうした「公共」に対して、国民の情熱や献身を調達することは難しい。ありていにいえば、そうした無色透明なものに対して命は懸けられないのである。この点は立憲主義の、それ自体としてのアピール力の弱さを示している。

この点、矢内原は、政教分離原則は「国家の宗教に対する冷淡の標識」ではなく「宗教尊重の結果」であることを強調し、むしろ「国家は宗教による精神的、観念的な基礎を持たなければ維持できない」ことを強調した。当然ながら、最もふさわしいのはキリスト教、というのが矢内原の立場だ。近代立憲主義国家は、実はキリスト教による精神的基礎なしには成り立たないという。実は藤林も無教会主義の敬虔（けいけん）な信者であった。

欧米の憲法史にそっていえば、矢内原らの見方は、かなりあたっている。しかし、少なくとも理論上は、「公共」はあらゆる世界観に対して中立的でなくてはならない。この点において、他のリベラル派判事4人は、藤林と袂（たもと）を分かつことになった。彼らにとって、公共をキリスト教の信仰で色づけることには、賛成できなかった。

こうした文脈で注意されるのが、第1次安倍政権の教育基本法改正による「愛国心」教育の強調である。国を愛するというのは自然な感情であり、否定のしようがない。しかし、

それを国家が強要するのはまた別の話であって、ある特定の価値によって、しかも命を懸けるに値する公を染め上げようというのであれば、それは日本の立憲主義にとって致命傷になる。現代版「立憲非立憲」の戦線は、ここにもあるのである。

## (座標軸) 立憲主義を取り戻す時 論説主幹・根本清樹

朝日新聞 2016年5月3日

喫茶店や居酒屋での勉強会はクイズから始まる。「国民は憲法を守らないといけない。○か×か?」。正解は×——。

「明日の自由を守る若手弁護士の会」は、憲法を楽しく学ぶ催しを全国各地で続け、5月3日を前に「憲法カフェへようこそ」を出版した。なぜ×が正解なのか、新著に説明がある。

法律は国民が守らなければならないが、憲法は違う。憲法は、国民が首相や大臣、国会議員などの為政者に守らせる約束事。作用する向きが正反対なのだ。

憲法には政治権力がしていいこと、いけないことが書いてある。権力を憲法で縛り、暴走を防ぎ、国民の基本的な人権を守る。こうした「立憲主義」の思想をもっと知ってほしい。若手弁護士の会の共同代表を務める黒澤いつきさんらは、そんな思いで活動が続ける。

### ■非立憲的な執政ぶり

憲法が公布されて今年11月3日で70年。歳月は重ねたが、立憲主義が本来の機能を果たしているとは到底言えない現状である。「非立憲」的と形容するしかない安倍政権の執政ぶりが、憲法の掲げる「人類普遍の原理」を傷つけている。

憲法の縛りを何とか解き放ちたい。この点で、政権の姿勢は一貫してきた。

発足直後から憲法96条の改憲要件を緩めようと模索し、批判を浴びて引っ込めた。普通の法律改正より厳格な手続きが必要なのは、時の権力を拘束する立憲主義からすれば当然だろう。

安保法制では強引さが際立った。①9条の下では集団的自衛権は行使できない②この解釈は時の政権が自由に変更できる性質のものでない③行使を認めるには条文を改正するほかない。こうして長年にわたり三重に施されてきた錠を、安倍政権は一挙に解いた。

憲法にもとづく臨時国会召集の要求を拒む。一票の格差是正で最高裁の判断に従うのを渋る。言論の自由や批判の自由を軽んじる。「権力分立」も「人権保障」も、およそ憲法の縛りというものに頓着がない。

そのような政権が、憲法に緊急事態条項を書き込むことに関心を寄せている。自民党の改憲草案によれば、内閣への権限の集中と、国民の人権の制限がセットである。縛りからの歯止めなき解放に至らないか、極めて危うい。

### ■民主主義に潜む危険

衆院選でも参院選でも勝利し、国民に信任されたではないか。首相はそう自負しているのかも知れない。正当に多数を握ったのだから何でもできるという発想だとすれば、それこそ非立憲的というほかない。

民主主義は優れた仕組みだが、多数派の専横に陥る危険も潜む。選挙が独裁者を生むこともある。立憲主義は民主主義にも疑いの目を向け、「数の論理」の横行や少数派の切り捨てに待ったをかける。その役割を忘れるわけにはいかない。

首相はこの夏の参院選で改憲を訴えるという。立憲主義をさらに傷つけることを許すのか。立憲主義を取り戻し、立て直すのか。主権者である私たち国民が、答えを出すしかない。

(憲法を考える) 機嫌よう暮らしたい 大阪国際大学准教授・谷口真由美さん  
2016年5月4日 05時00分

憲法のことにはよくわかりませんが、それが何か? いえいえ、あなたの生活と将来にかかわることなので、知っておきましょうよ。フェイスブック上に「全日本おばちゃん党」というグループを作っている谷口真由美さんは、「おばちゃんでもわかる」を切り口に憲法を語っています。ええこと、書いてあるようやで、と。

一ログイン前の続き—いろいろ議論のある憲法ですが、身近に感じられないという声をよく聞きます。

『よくわからない』という人が多いので、大阪おばちゃん語に訳してみました。条文が全部で9条しかないと思っている人が結構おられます。『憲法ってどこにあるの? 国会の金庫の中?』と聞かれたことも実際にあります。ほんなら、まずはおばちゃんと一緒に読んでみましようかと」



【日本国憲法前文】 日本国民の皆さんは、まっとうな選挙で選ばれた国会議員をとおして政治にもちゃんと参加しなはれや。よその国の人らとも仲良うしながら、日本のすみずみまで自由であることがええなあって思ってますねん。(中略) もう戦争はしやしまへんってきっぱり決めましてん。そのためには、主権は国民にあるってちゃんと宣言しときますな。(後略)



「目指す国の姿が書いてある前文の主語を、『私』に置き換えて読んでみて下さい。そうすれば、一人ひとりが主権者であること、憲法に書かれていることに責任を負っていることを自覚できます。自覚しないまま、憲法を論じてはいけないと思います」

—改憲や護憲を語る前に、「知憲」から始めるということですね。

「そこから始めないと憲法に失礼ですよ。変えるか変えないか。主語を自分にして社会に責任を持とうとしない限り、自分で判断できるようにはなりません。そのためには学ぶ

しかありません」

「ここ数年、憲法にかかわる時事ネタに困らなくなり、隔世の感があります。絶対に変えてはいけないとは思いますが、変え方と変える人と変えるタイミングがぜんぶズレてしまったらどうなるのか。その危うさが常にあります」

「議論に欠けているのは、次の世代の人たちが今より良くなるようにという視点です。憲法の恩恵を私たち以上に受けられるように、憲法は使っていないといけない。権利が拡大され、それによってしんどい人が減るのであれば、変えればいい。けれども、改憲を言う人たちは、権利を制限する方向で進んでいます」



——人権のことを「ええもんみたいやで」と説明しています。

「みなさん当たり前のこととして人権を享受しているのに、気がつかないまま過ごしている。義務教育を受けられるのも、人からむやみに殴られないのも、人権が規定されているおかげです」



【11条】 国民は、すべての基本的人権をもってますねん。基本的人権っちゅうのは、人が生まれながらにしてもってる権利（自然権）のことですねんわ。（中略）いまの私らにも、将来の世代の子らにも永久の権利として与えられまんねんで。



——人権を主張する人は、敬遠される。そんな空気を感じます。

『人権を主張してうまくやった人が、得をしている』という誤解が広がっているからです。一方で、人権といえど何でも認められるようなことを言う人がいますが、それも間違っています」



【12条】 この憲法が国民に保障してる自由とか権利は、みんなで普段から絶え間なく努力することで持ち続けていかなアカンねんで。ほんで、私らもこれを自分のためだけにつこたらアカンねん。ひとさまにご迷惑おかけせーへんようにつかわなアカンねんで。自分だけが大事とか言うてたらアカンねんで。



「人権というものは、守ろうとしなければあっさり奪われてしまいます。人類の自由獲得の歴史を顧みるまでもありません。不利益を受ける方向で制度が変更されるときに、それを感知するアンテナが重要です。そのアンテナがどうも鈍ってしまっています。国民の知る権利を狭めた特定秘密保護法が成立し、運用の改善もみられないのは、一つの例でしょう」

「12条の後半は、公共の福祉のことです。自分と同じく憲法で自由と権利を保障されている『ひとさま』と利害が衝突した場合、それを調整するよりどころです」

——公共の福祉は本来の意味と違って、国や地方自治体の行為に個人が譲歩する場面という捉え方が広がっていませんか。

「まさにその点が気になっています。自民党の改憲草案ではさらに進んで、『公益及び公の秩序に反しない限り』に変えています。秩序を問題にするのは統治や管理をする側です。不寛容になっている社会の中で公の秩序を持ち出されることは、ものすごくこわい。何でもありのとても寛容な社会で秩序も必要だといわれたら、『たしかにね』となるのですが」

「個人の行為を縛る制限条項は、できるだけ少なくしておかないといけない。それが人権にとっても大事なことからです。個人の権利を制限する方向に憲法を向かわせることは危険なことです」



——望ましい出生率を奨励したり、3世代同居の優遇策を始めたり、私的な領域に国家が踏み込んできているように感じます。

「産むか産まないか。性と生殖に関する権利は、13条の幸福追求権から読み取れるのですが、国家の介入がずっと続いています。昭和30年代は産児制限の音頭を取り、今は産んでくれ、それから働いてくれと」



【13条】 どなたはんも、個人として生きていかはることを大切にしまっせ。いのちに自由、ほんで幸せを追い求めていく権利は、他人さんにご迷惑をおかけせ一へん限り、法律つくるときにも、政治をする上でも、もっとも大切にしていきまっせ。



「なにが幸せかは、一人ひとりが決めること。幸せの形を国家が決めようとすることに抵抗していくのも、幸福追求の権利です」

「刑法には墮胎罪がまだ残っています。レイプは親告罪で、被害者が届け出ないと捜査をしてくれません。女性に厳しかった明治時代の法律が残っていることは、憲法に照らし合わせると問題です」



——そもそも、どうして「おばちゃん」なのでしょうか。

「機嫌よう暮らしたいと思いませんか？ 隣に困っている人がいたら助けてあげる、誰かのために労力をいとわず何かをしてあげる。そういったおせっかい感や、他者への配慮を、『おばちゃん』ということばに込めています」

「残念ながら、私たちの暮らす社会はどんどん不機嫌で不寛容になっています。生活保護バッシングや過剰な自己責任論、ヘイトスピーチ。『社会は支え合い』ということばが、空々しい状況です」

『おばちゃん』と正反対の存在が、『オッサン』です。ありがとう、ごめんなさい、おめでとうを言えない人たちです。政治の世界も力のある組織もいまだ『オッサン』が中心。そのことに『おばちゃん』は憤っています」

——区別して批判することで誰かの人権を軽んじていませんか？

「どんなに嫌いな人であっても、その人が不当な扱いを受けたら声をあげて守ろうとする。これがおばちゃんマインドであり、実は人権の本質です。同じことができる男性を、『おっちゃん』と呼んでいます。できない女性ですか？ それは『オバハン』です」

「対話の機会を作っていきたいです。こちらからは、弱者に対するまなざしを持ってと呼びかけたい。お互いケアが必要な人間だという共通理解を持てたら、足の引っ張り合いからくる社会の息苦しさは改善します。『生きてるだけで丸もうけ』と確認しあえたら、周囲から思うように認めてもらっていないことで不機嫌になっている人たちは減るはずですよ」

——おばちゃん語訳で憲法を身近なものにした先に必要なものは何でしょうか。

「人々の意識が憲法に追いついていないところがあります。読んでいくと自律した個人が像を結ぶのに、そうした人に嫌悪感を覚える人が多い。それが女性だと特にそうなりますよね。自律した個人の集合体による、自律した社会。施行から69年ですが、まだそこにはたどりついていません」

「憲法は、人々が暮らしやすくするためのものです。ですから憲法に精神に照らし合わせておかしなことがあれば、面倒くさくても声をあげなくてはなりません」

「そのためにも、おばちゃん目線で『オッサン政治』にツッコミをいれていくことが大事だと思っています。目を凝らしながら、機嫌よう暮らしていきたいです」

(聞き手・北郷美由紀)

\*

たにぐちまゆみ 1975年生まれ。専門は国際人権法、ジェンダー法。大阪大学で12年続く憲法講義が人気。著書に「日本国憲法 大阪おばちゃん語訳」など。